

野菜価格安定対策事業の推進について

令和5年4月25日付け4農産第4453号-1

農林水産省農産局長通知

一部改正 令和6年4月12日付け5農産第3967号-3

農林水産省農産局長通知

一部改正 令和6年10月1日付け6農産第2465号

農林水産省農産局長通知

第1 事業内容

野菜価格安定対策費補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3943号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の第4各号に掲げる各事業の実施に当たっては、交付等要綱の別記に定めるもののほか、この通知に定めるところによる。

- (1) 野菜需給均衡総合推進対策事業
別記1に定めるとおりとする。
- (2) 指定野菜価格安定対策事業
別記2に定めるとおりとする。
- (3) 契約指定野菜安定供給事業
別記3に定めるとおりとする。
- (4) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業
別記4に定めるとおりとする。
- (5) 契約特定野菜等安定供給促進事業
別記5に定めるとおりとする。

第2 用語の定義

この通知において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「法」という。）第2条で定義され、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号。以下「施行令」という。）第1条で規定される野菜をいう。
- (2) 「特定野菜」とは、法第14条及び野菜生産出荷安定法施行規則（昭和41年農林省令第36号。以下「施行規則」という。）第8条で規定される野菜をいう。
- (3) 「重要野菜」、「調整野菜」及び「一般指定野菜」とは、交付等要綱別記2第6の1の(3)で規定される野菜をいう。
- (4) 「重要特定野菜」とは、特定野菜のうち農産局長が別に定める野菜をいう。
- (5) 「特認野菜」とは、交付等要綱別記4第2に規定する特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付事業の特定野菜等のうち施行規則第8条の「特にその供給の安定を図る必要がある野菜として農林水産大臣が定めるもの」として、施行規則第8条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める野菜（平成15年10月1日付け農林水産省告示第1535号）にて告示された野菜をいう。
- (6) 「野菜指定産地」とは、法第4条で規定される産地をいう。
- (7) 「登録出荷団体」及び「登録生産者」とは、法第10条第1項に規定する登録出荷団体及び登録生産者をいう。
- (8) 「野菜価格安定法人」とは、野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。
- (9) 「登録認定農業者等」とは、交付等要綱第3第7号に規定する登録認定農業者等をいう。

第3 その他

- 1 別表に掲げる野菜価格安定対策事業の各事業の申請（別表の当該欄に規定する行為をいう。以下第3において同じ。）を行う場合には、申請者は、別表にて該当する様式の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート」（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組の実施についてチェックすることとする。ただし、出荷団体が申請を行う場合であって、申請者（以下この項及び次項において「申請出荷団体」という。）を通じて野菜価格安定対策事業を利用する出荷団体（以下この項及び次項において「個別出荷団体」という。）がある場合には、当該個別出荷団体がチェックシートを作成することとする。
- 2 1のチェックシートの提出は、別表の申請先の欄に規定する申請先ごとに1枚とする。1のただし書の場合においては、個別出荷団体は、申請出荷団体へチェックシートを提出することとし、申請出荷団体は、個別出荷団体が提出したチェックシートを取りまとめて申告することとする。
- 3 1のチェックシートの提出は、同一事業年度（別表に掲げる各事業に係る独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の一の事業年度をいう。）の申請において一チェックシート作成者につき一回とする。また、当該事業年度に申請を行う指定野菜又は特定野菜全体について申告するものとする。
- 4 次に掲げる事業におけるチェックシートの提出については、前2項の規定にかかわらず、機構理事長が定めるところによる。
 - ① 野菜需給均衡総合推進対策事業のうち交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業
 - ② 本通知別記5別添の契約野菜収入確保モデル事業

附 則（令和5年4月25日付け4農産4453号-1）

- 1 この通知は、令和5年4月25日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について（昭和51年11月9日付け51食流第6096号農林省食品流通局長通知）、野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について（昭和63年7月25日付け63食流第3577号農林水産省食品流通局長通知）、指定野菜における出荷数量の認定について（平成14年4月1日付け13生産第9961号農林水産省生産局長通知）、契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）、指定野菜価格安定対策事業の推進について（平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知）、契約指定野菜安定供給事業の推進について（平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知）、契約野菜収入確保モデル事業実施要領（平成23年3月31日付け22生産第10948号農林水産省生産局長通知）及び指定野菜価格安定対策事業の推進について第16の2の(2)の規定による「生産局長が定める割合」について（平成27年4月10日付け26生産第3255号農林水産省生産局長通知）は、廃止する。
- 3 前項による廃止の前の契約野菜収入確保モデル事業実施要領に基づく事業については、なお従前の例による。
- 4 交付等要綱別記3契約指定野菜価格安定供給事業実施要領第6の2に規定する交付予約の申込期限が令和5年8月31日より前である業務区分については、第2項による廃止前の契約指定野菜安定供給事業の推進について別表1を適用する。
- 5 交付等要綱別記5契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領第4の2(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和5年9月30日以前である業務区分については、第2項による廃止前の契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について別表1及び別表2を適用する。
- 6 本事業に関連する文書中「野菜価格安定対策事業の推進について（令和5年4月1日付け4農産第4453号農林水産省農産局長通知）」とあるのは「野菜価格安定対策事業の推

進について（令和5年4月25日付け4農産4453号-1農林水産省農産局長通知）」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年4月12日付け5農産第3967号-3）

- 1 この改正は、令和6年4月12日から施行する。
- 2 交付等要綱別記2第6の1(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記1別表2から別表6及び本通知別記2別表1から別表6を適用する。
- 3 交付等要綱別記3第6の2(2)に規定する交付予約の申込期限が令和6年8月31日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記3別表1を適用する。
- 4 交付等要綱別記4第3の3(2)キ又はケの契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記4別表1及び別表2を適用する。
- 5 交付等要綱別記5第4の2の(7)又は(10)の契約の対象出荷期間の開始の日が令和6年10月1日より前である業務区分については、この通知による改正前の本通知別記5別表1及び別表2を適用する。
- 6 機構理事長が、令和6年4月1日より前に本通知別記5別添第9の2の交付決定を通知した事業実施主体については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。
- 7 本通知別記5別添における対象出荷期間の開始日が令和6年9月1日より前である申込区分については、この通知による改正前の本通知別記5別添別表1-1から別表2-2を適用する。

附 則（令和6年10月1日付け6農産第2465号）

- 1 この通知は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の第3の規定は、別表に掲げる各事業に係る機構の令和7事業年度の申請から適用するものとし、登録生産者が指定野菜価格安定対策事業又は契約指定野菜安定供給事業の令和6事業年度の交付予約の申込みを行う場合等については、なお従前の例による。

別表

番号	事業名	申請	申請先	申請者	チェックシート
①-1	野菜需給均衡総合推進対策事業 (うち交付等要綱別記1の第2の1の(1)の生産出荷団体緊急需給調整事業)	事業への参加申込み	機構	下記②～⑤の各事業に申請を行う者	下記②～⑤の各事業において該当する各様式
				交付等要綱別記1の第2の1の(1)の特定出荷団体等	出荷団体の場合：別添様式第1号(出荷団体向け) 生産者の場合：別添様式第2号(生産者向け)
①-2	野菜需給均衡総合推進対策事業 (うち交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業)	交付申請実績報告	機構	交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業のうち、ア又はイの取組を行う登録出荷団体、共同出荷組織及び特定出荷団体等(出荷団体の場合)	別添様式第3-1号(単年度事業用・出荷団体向け)
				交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業のうち、ア又はイの取組を行う登録生産者、相当規模生産者及び特定出荷団体等(生産者の場合)	別添様式第3-2号(単年度事業用・生産者向け)
				交付等要綱別記1の第2の1の(2)の緊急需給調整推進事業のうち、イの取組を行う者であって、上記にあてはまらない者(登録出荷団体等及び共同出荷組織等を構成員とする民間団体)	別添様式第3-3号(単年度事業用・事業者向け)
②	指定野菜価格安定対策事業	交付予約の申込み	機構	登録出荷団体	別添様式第1号(出荷団体向け)
				登録生産者	別添様式第2号(生産者向け)
③	契約指定野菜安定供給事業	交付予約の申込み	機構	登録出荷団体	別添様式第1号(出荷団体向け)
				登録生産者	別添様式第2号(生産者向け)
④	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	契約	野菜価格安定法人	交付等要綱別記4の第3の3の(3)の共同出荷組織	別添様式第1号(出荷団体向け)
				交付等要綱別記4の第3の3の(4)の相当規模生産者	別添様式第2号(生産者向け)
⑤	契約特定野菜等安定供給促進事業	契約	野菜価格安定法人	交付等要綱別記5の第3の2の(4)の共同出荷組織	別添様式第1号(出荷団体向け)
				交付等要綱別記5の第3の2の(5)の相当規模生産者	別添様式第2号(生産者向け)
⑥	契約野菜収入確保モデル事業	事業実施計画の提出実績報告	機構	本通知別記5別添の第4の1に定める事業実施主体	別添様式第3-2号(単年度事業用・生産者向け)
				本通知別記5別添の第4の2及び3に定める事業実施主体	別添様式第3-1号(単年度事業用・出荷団体向け)
				本通知別記5別添の第4の4に定める事業実施主体	別添様式第3-3号(単年度事業用・事業者向け)

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (出荷団体向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇 (△△県)

注：全ての項目にチェックを付けること（チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要）。

(1) 野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施

前年度
実施状況報告時
全て実施しました
(※該当しない場合も☑)

当年度
申請時
全て実施します
(※該当しない場合も☑)

①適正な施肥

- ・肥料の適正な保管
- ・肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- ・有機物の適正な施用による土づくりを検討

②適正な防除及び生物多様性への悪影響の防止

- ・農薬の適正な使用・保管
- ・農薬の使用状況等の記録・保存
- ・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ・多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

③エネルギーの節減

- ・農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

④悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

⑥農作業安全対策の実施

- ・農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ・正しい知識に基づく作業安全に努める

(2) 団体・生産者において環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること

前年度
実施状況報告時
全て実施しました

当年度
申請時
全て実施します

- ・環境関係法令を遵守
- ・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (生産者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇

注：全ての項目にチェックを付けること（チェックシート導入初年度においては、前年度実施状況報告時欄へのチェックは不要）。

		前年度 実施状況報告時 実施しました 〔※該当しない場合も☑〕	当年度申請時 実施します 〔※該当しない場合も☑〕
(1) 適正な施肥			
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な防除			
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減			
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

		前年度 実施状況報告時 実施しました 〔※該当しない場合も☑〕	当年度申請時 実施します 〔※該当しない場合も☑〕
(4) 悪臭及び害虫の発生防止			
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分			
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(6) 生物多様性への悪影響の防止			
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(7) 環境関係法令の遵守等			
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (単年度事業用・出荷団体向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇 (△△県)

注：申請時には「当年度申請時」欄、実績報告時には「当年度実績報告時」欄の全ての項目にチェックを付けること。

(1) 野菜の生産に当たり、共同出荷組織等からの営農指導や栽培マニュアル等に即し、生産者が以下の取組を実施

当年度 申請時 全て実施します 〔※該当しない場合も☑〕	当年度 実績報告時 全て実施しました 〔※該当しない場合も☑〕
---------------------------------------	--

①適正な施肥

- ・肥料の適正な保管
- ・肥料の使用状況等の記録・保存に努める
- ・作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
- ・有機物の適正な施用による土づくりを検討

②適正な防除及び生物多様性への悪影響の防止

- ・農薬の適正な使用・保管
- ・農薬の使用状況等の記録・保存
- ・病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
- ・病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
- ・多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討

③エネルギーの節減

- ・農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
- ・省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

④悪臭及び害虫の発生防止

- ・悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

⑤廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

⑥農作業安全対策の実施

- ・農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
- ・正しい知識に基づく作業安全に努める

□

□

(2) 団体・生産者において環境関係法令の遵守及びみどりの食料システム戦略の理解をすること

当年度 申請時 全て実施します	当年度 実績報告時 全て実施しました
-----------------------	--------------------------

- ・環境関係法令を遵守
- ・みどりの食料システム戦略に係るパンフレット・チェックシート解説書等を読み、基本的な取組内容を理解

□

□

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (単年度事業用・生産者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇

注：申請時には「当年度申請時」欄、実績報告時には「当年度実績報告時」欄の全ての項目にチェックを付けること。

	(1) 適正な施肥	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
①	肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 適正な防除	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑤	農薬の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 生物多様性への悪影響の防止	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑭	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境関係法令の遵守等	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑰	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (単年度事業用・事業者向け)

事業実施年度	令和〇年度
申告者	〇〇〇

注：申請時には「当年度申請時」欄、実績報告時には「当年度実績報告時」欄の全ての項目にチェックを付けること。

	(1) 適正な施肥・(2) 適正な防除	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
①	環境負荷低減に配慮した原料・農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) エネルギーの節減	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
②	オフィス・工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑤	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑥	食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	(6) 生物多様性への悪影響の防止	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑨	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 環境関係法令の遵守等	当年度申請時 実施します 【※該当しない場合も☑】	当年度 実績報告時 実施しました 【※該当しない場合も☑】
⑩	みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑪	関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑫	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑬	機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑭	正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※関係法令の遵守については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、植物防疫法（昭和25年法律第151号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）を遵守することを示す。